

島根県農業改良資金貸付資格認定要領

制 定 平成22年 9 月30日付け 農第1037号

最終改正 令和 8 年 9 月29日付け 農第737号

農業改良資金に関する貸付資格の認定については、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）、農業改良資金融通法施行令（昭和31年政令第131号）、農業改良資金融通法施行規則（平成14年農林水産省令第57号。以下「省令」という。）、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年 7 月 1 日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「資金基本要綱」という。）、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年 7 月 9 日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「運用基本要綱」という。）及び農業改良資金制度の運用について（平成14年 7 月 9 日経営第2044号農林水産省経営局長通知。以下「国運用通知」という。）に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

第 1 貸付資格の認定

1 農業改良措置に関する計画

(1) 農業者及びその組織する団体（以下「農業者等」という。）が作成する計画

農業改良措置に関する計画の内容は、法第 6 条第 2 項及び省令で定めるところであり、資金基本要綱第 3 の 1 の(1)において定める経営改善資金計画書に含まれるため、隠岐支庁長及び各農林水産振興センター所長（以下「センター所長等」という。）は当該計画書及び貸付資格認定申請書（様式第 1 号）により貸付資格の認定を行うものとする。

なお、「島根県環境に優しい農林漁業創造計画」における環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画認定要領（令和 5 年 3 月 1 日付け農畜第1254号。以下「計画認定要領」という。）第 5 の 1 の（1）の規定に基づく実施計画を認定するに当たり、計画認定要領第 4 の 1 の（11）に規定する法第23条の特例の活用がある場合は、上記の規定の他、別記 1 により認定を行うものとする。

(2) 認定製造事業者等が作成する計画

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、認定生産製造連携事業に農業改良支援措置（米穀新用途利用促進法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する農業改良支援措置をいう。以下同じ。）が含まれる場合には、センター所長等は、米穀新用途利用促進法第 5 条第 3 項の認定生産製造連携事業計画（以下「認定生産製造連携事業計画」という。）及び貸付資格認定申請書（様式第 3 号）により、貸付資格の認定を行うものとする。

なお、米穀新用途利用促進法第 8 条第 1 項の認定製造事業者等（以下「認定製造事業者等」という。）が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合に、その構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業改良

措置とみなすものとする。

- (3) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）が作成する計画

六次産業化法第9条第1項の規定に基づき、認定総合化事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、センター所長等は、認定総合化事業計画及び貸付資格認定申請書（様式第3号）により、貸付資格の認定を行うものとする。

2 貸付資格の認定手続き

(1) 農業者等

ア 貸付資格の認定を受けようとする者（以下「認定希望者」という。）が農業者等である場合にあっては、認定希望者は、貸付資格認定申請書（様式第1号）に、資金基本要綱に基づく借入申込希望書（資金基本要綱別紙1）及び経営改善資金計画書（資金基本要綱別紙2）を添えて、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）又は融資機関に提出するものとする。

イ アにより貸付資格認定申請書を受け取った公庫又は融資機関は、当該申請書及び添付書類に送付書（様式第4号）及び融資審査・貸付資格認定意見書（様式第5号）を添えて、認定希望者が認定を受けようとする取組を主として行う地域を管轄するセンター所長等へ提出するものとする。

ウ イにより貸付資格認定申請書を受けたセンター所長等は、貸付資格（農業改良措置計画）の認定の適否について、審査するものとする。

審査の手続きは以下のとおりとする。

- ① 農林水産振興センターでは農業振興部農業振興課、隠岐支庁では農林水産局農業振興部農業振興課（以下「農業振興課等」という。）において、当該申請書を受理する。
- ② 貸付資格申請書を受理した農業振興課等は、農林水産振興センターでは農業部又は農業振興部の各地域振興課、隠岐支庁では農林水産局農業振興部の各地域振興課（以下「地域振興課等」という。）に書類の写しを送付する。
- ③ 農業振興課等は、当該認定希望者について本県が貸し付けた農業改良資金の貸付残高を農業経営課に照会（様式第6号）し、農業経営課は回答（様式第7号）するものとする。
- ④ 地域振興課等は、当該計画内容が3の認定基準に照らして適合しているかどうかを判断し、その適否を融資審査・貸付資格認定意見書（様式第5号）に記載し、農業振興課等に送付するものとする。
- ⑤ 農業振興課等は、融資審査・貸付資格認定意見書を踏まえ、当該貸付資格の認定を行うものとする。

エ センター所長等は、公庫又は融資機関に対し、イにより書類の送付を受けた日から原則2週間以内に農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書（様式第8号及び様式第9号）により、当該認定の審査結果を通知するものとする。ただし、当

該期限内に通知することができないやむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

オ エにより認定可否の通知を受け取った公庫又は融資機関は、農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書（様式第 8 号）を認定希望者あてに送付するものとする。

(2) 認定製造事業者等又は促進事業者

ア 認定希望者が認定製造事業者等又は促進事業者である場合にあっては、認定希望者は、貸付資格認定申請書（様式第 3 号）に、運用基本要綱に基づき公庫が定めた借入れの申込みに係る書類の写しを添えて、公庫又は融資機関を経由して、認定を受けようとする取組を主として行う地域を管轄するセンター所長等へ提出するものとする。

イ その他の手続きについては、(1)のイからオを準用する。

(3) センター所長等は、(1)から(2)の認定に当たって必要と認めるときは、認定希望者又は融資機関に対し、当該計画に関する資料を求めることができる。

3 認定基準

センター所長等は、農業改良措置の内容が次に定める要件のいずれかを満たす場合は、農業改良資金（法第 2 条に規定する農業改良資金（法（米穀新用途利用促進法第 8 条第 1 項又は六次産業化法第 9 条第 1 項の規定により適用される場合を含む。）の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の貸付資格を認定するものとする。（運用基本要綱別記 1 参照）

なお、当該認定に当たっては、国運用通知別記を参考に、地域の実状を斟酌しつつ農業者等個々の農業経営の改善に資するものであるか適切に判断するものとする。

(1) 新たな農業部門の経営の開始

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目（品種を含む。）区分へ進出する場合であり、作目区分は以下の区分を基本とする。なお、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培と施設栽培のように、技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては別の区分とすることができる。

米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他の家畜

(2) 新たな加工の事業の経営の開始

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合である。

(3) 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入

農業者等にとって新たな技術又は取組であって、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合である。

(4) 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合である。

- (5) 認定製造事業者等に対する貸付けについては、農業経営に必要な施設であって、新用途米穀（米穀新用途利用促進法第2条第2項に規定する新用途米穀をいう。以下同じ。）の生産の高度化に資するものに対して行う。

なお、「農業経営に必要な施設であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置」とは、認定製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものとする。

- (6) 促進事業者に対する貸付けについては、認定総合化事業を行う支援先の農業者等（支援先の団体（六次産業化法第3条第1項の団体をいう。）の構成員等である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。）が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。以下(6)において同じ。）の生産（六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下(6)において同じ。）又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品（以下(6)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「支援先調達割合」という。）はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込

まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの規定を準用する。この場合において、イ中「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

4 実績報告

2の(1)のエにより、認定の審査結果を通知したセンター所長等は、農業経営課長に報告（様式第10号）するものとする。

第2 制度の適正かつ効率的な運営について

県は、農業改良資金制度の適正な運営を図るため、地域振興課等における技術的、経営的な普及指導、農地保有合理化法人又は農業委員会における経営規模拡大のための農用地の権利移動等に関する指導、融資を行う機関における借受者の経済的状态、投資能力等の把握等、関係機関又は団体がその役割に応じた機能を十分に発揮できるよう関係機関との連携に努めるものとする。

第3 その他

農業改良資金制度を運営するための細部にわたる取扱いについては、必要に応じて農業経営課長が関係機関と協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年9月30日から施行する。

附 則 （平成23年3月1日付け農第1820号）

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則 （平成25年4月1日付け農第656号）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年5月31日付け農第250号）

この要領は、令和3年5月31日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

附 則 （令和8年9月29日付け農第737号）

この要領は、令和8年9月29日から施行する。

別記 1

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（以下「実施計画」という。） のうち、法第 23 条の特例の活用がある場合の認定手続きについて

「島根県環境に優しい農林漁業創造計画」における環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画認定要領（令和 5 年 3 月 1 日付け農畜第 1254 号。以下「計画認定要領」という。）第 5 の 1 の（１）の規定に基づく実施計画を認定するに当たり、計画認定要領第 4 の 1 の（11）に規定する法第 23 条の特例の活用がある場合は、上記の規定の他、下記のとおり手続きを行う。

記

1 貸付資格の認定

- (1) 計画認定要領第 2 の 1 に基づく実施計画の認定申請を行い、農業改良資金の借入れを希望する者（以下「認定申請・借入希望者」という。）は、日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に提出した借入申込希望書 兼 経営改善資金計画書（以下「①」という。）の写しを追加提出する。
- (2) 上記(1)の①の写し、実施計画認定申請書及び実施計画（以下「②」という。）の提出を受けた農林水産振興センター農業振興部農政課又は隠岐支庁農林水産局農業振興部農業振興課（以下「農林水振 C 農政課」という。）は、島根県農業改良資金貸付資格認定要領（以下「資格認定要領」という。）第 1 の 2 の(1)の規定に準じて、①の写し、②の写し及び貸付資格認定意見書（様式第 5 号。以下「③」という。）を認定申請・借入希望者の経営する農地の所在地を管轄する農林水産振興センター農業部又は農業振興部の地域振興課、隠岐支庁農林水産局農業振興部地域振興課（以下「農林水振 C 地域振興課」という。）に送付する。

なお、その間、農林水振 C 農政課は、公庫に②の写しを送付して情報共有を図るとともに、十分な情報交換を行う。

- (3) 農林水振 C 地域振興課は、上記(2)で送付された計画内容が、資格認定要領第 1 の 3 の認定基準に照らして適合するかどうかを判断し、その適否を上記(2)の③に記載し、農林水振 C 農政課に送付する。

ただし、資格認定要領第 1 の 3 の認定基準のうち、(2)及び(4)から(6)までの基準は適用せず、(3)中「品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するもの」とあるのは「品質・収量の向上またはコスト・労働力の削減に資するもの」と読み替えるものとする。

- (4) 農林水振 C 農政課は、上記(3)の③を踏まえ、計画認定要領第 5 の 1 の（１）の規定に基づく実施計画の認定を行い、認定通知書（以下「④」という。）により認定申請・借入希望者に通知する。

また、公庫に④の写しを送付する等、情報提供を行う。

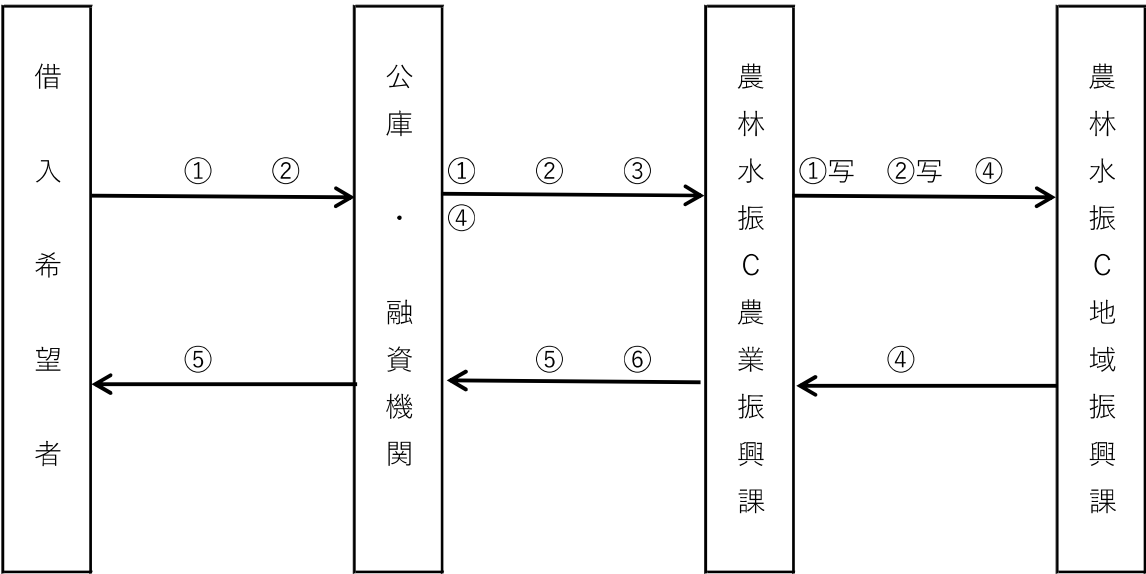
- (5) 1 の(4)により、認定の審査結果を通知したセンター所長等は、農業経営課長に報告（様式第 10 号）するものとする。

2 手続きのフロー

別紙のとおり

別記1 別紙

島根県農業改良資金貸付資格認定要領（平成22年9月30日付け農第1037号）における
貸付資格認定の流れ



①：貸付資格認定申請書

②：借入申込希望書 兼 経営改善資金計画書

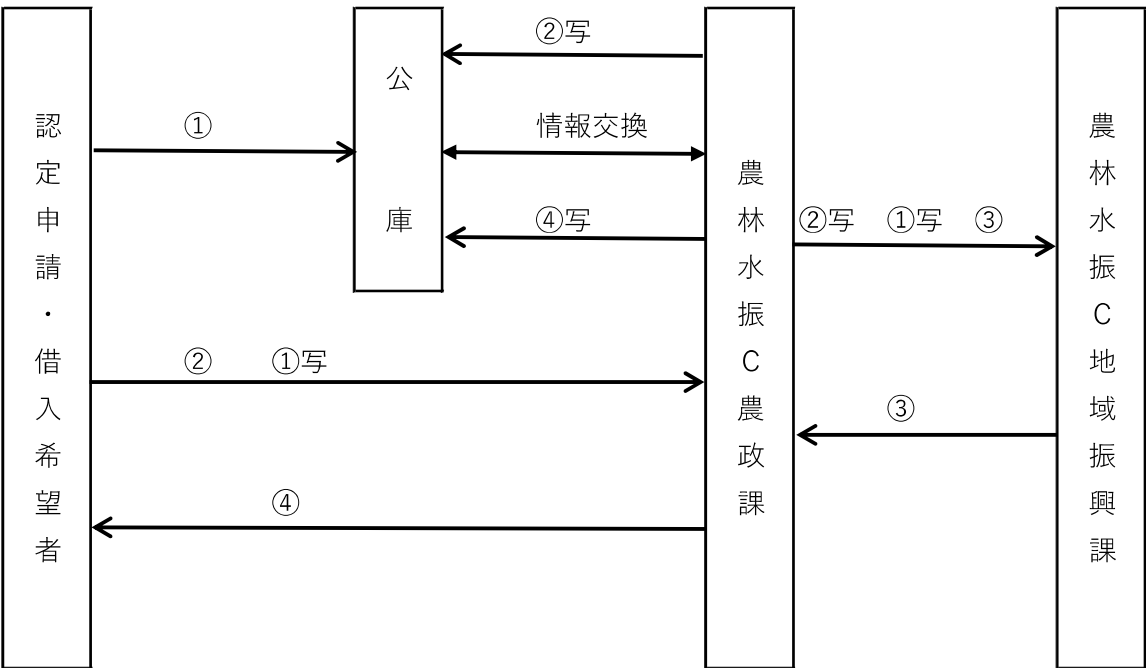
③：農業改良資金貸付認定申請書の送付書

④：融資審査・貸付資格認定意見書

⑤：農業改良資金貸付審査結果通知書

⑥：⑤の公庫・融資機関あての添書

みどり認定における農業改良資金貸付資格認定に準じる流れ



①：借入申込希望書 兼 経営改善資金計画書

②：実施計画認定申請書及び実施計画

③：貸付資格認定意見書

④：認定通知書

年 月 日

農業改良資金貸付資格認定申請書

島根県知事 様

住 所
氏 名

農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第 3 条第 1 項の農業改良資金の貸付けについて、貸付資格の認定を受けたいので、申請いたします。
なお、本申請書（別添を含む。）及び貴県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

（別添）

農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 1 に定める借入申込希望書及び経営改善資金計画書の写し

年 月 日

農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）

島根県知事 様

住 所
氏 名

農業改良資金制度運用基本要綱（平成 14 年 7 月 9 日付け 14 経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 6 の規定に基づき、農業改良資金の貸付資格の認定を受けたいので申請いたします。なお、本申請書（別添を含む。）及び貴県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

（注 1）特例対象者とは、農業改良資金制度運用基本要綱（平成 14 年 7 月 9 日付け 14 経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知。以下「運用基本要綱」という。）第 4 の 1 の(1)から(2)までに定める貸付対象者をいう。

（注 2）関係機関とは、運用基本要綱第 3 の 6 で定める貸付けの手続において関係する公庫又は融資機関とする。

（別添）

- ・ 運用基本要綱第 4 の 6 の(1)に基づき公庫が定めた借入れの申込みに係る書類の写し
- ・ 認定生産製造連携事業計画又は認定総合化事業計画

別添（様式第3号附属）

受 理 機 関	
---------	--

1 農業改良資金の借受けの概要

償還期間	据置期間	資金交付 希 望 日	借り受けようとする事業費及び申請額		
			事 業 量	事 業 費	申 請 額
年	年	月 日		千円	千円

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称、主たる事業所(場)の所在地、設立時期（個人にあっては事業開始の時期）、事業の概要、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業者数	

2 認定製造事業者等又は促進事業者による農業改良措置の支援の概要

(1) 農業改良措置を支援するための措置の内容

--

(2) 支援によって改善される農業者の農業経営の概要

区 分	具体的作物家畜名等
☐ 新農業部門の経営の開始 ☐ 新加工事業の経営の開始 ☐ 農畜産物の生産方式の導入 ☐ 農畜産物の販売方式の導入 ☐ 農畜産物の加工品の生産方式の導入 ☐ 農畜産物の加工品の販売方式の導入	例 変更前 → 変更後 春まき小麦 春まき小麦 プラウ耕起～破土 (プラウ耕起) 破土・整地・施肥・は種 コンビドリルを導入することにより、春まき小麦のは種体系を変更。破土・整地・施肥・は種が1工程で可能となり、労働時間の軽減や適期は種作業を可能とし、コストの削減及び品質の向上が図られる。

※区分欄において該当する選択肢に ☒ を記すこと。

※農業改良措置（農業経営の改善）の内容が明確になるように記載すること。

3 計画期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 支援先の農業者等の氏名及び居住地

氏 名	住 所

5 農業改良資金の借入れにより設置する施設

(1) 支援先の農業者等の農業経営に必要な施設の設置

設置年度	施設等の規模・能力等	事業費	設置効果(作業の効率化等)
	m ² (台)	千円	
施設等の設置場所			
☐ 特例対象者の倉庫等に設置・保管, ☐ 農業者の圃場に設置, 農業者の倉庫等に設置・保管, その他 ()			

(注1) 施設の設置は支援先の農業者等のために行うものとする。

(注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。

(注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。

(注4) 施設等の設置場所については、該当する選択肢に ☒ を記すこと。なお、
その他の場合には具体的に記入すること。

(注5) 促進事業者が支援先の農業者等に代わって当該施設を設置する場合は、施設の改良
以外のものに限る。

(2) 農業改良措置を支援するための加工施設の改良、造成又は取得

設置年度	加工施設等の規模・能力等	事業費	農畜産物等の加工内容
	m ² (台)	千円	

(注1) 施設の設置は支援先の農業者等のために行うものとする。

(注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。

(注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。

(注4) 当該加工施設の取得等は、促進事業者に限る。

(3) 農業改良措置を支援するための販売施設の改良、造成又は取得

設置年度	販売施設等の規模・能力等	事業費	農畜産物等の販売内容
	m ² (台)	千円	

(注1) 施設の設置は支援先の農業者等のために行うものとする。

(注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。

(注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。

(注4) 当該販売施設の取得等は促進事業者に限る。

6 支援先の農業者等から調達する農畜産物等の調達計画

年度	農畜産物等の種類	農畜産物等の調達総量 A	支援先の農業者等の氏名	支援先の農業者からの調達数量 B	新規又は拡充量(トン)	調達量の割合 (%) B/A	備考
初年度 (R 年度)							
2年目 (R 年度)							
3年目 (R 年度)							
4年目 (R 年度)							
5年目 (R 年度)							
最終年度 (R 年度)							
支援する農業者が生産する農畜産物等の引受けに係る契約期間			年 月 日 ～ 年 月 日				

(注1) 支援先の農業者等が複数の場合には、「支援先の農業者等からの調達数量」及び「新規又は拡充量(トン)」欄には、各支援先の農業者ごとの数量と全体の数量を記入すること。

(注2) 促進事業者が施設を使用する場合において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める、支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね50%を超えることが見込まれること。

(注3) 添付書類で当該調達計画記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

番 号
年 月 日

隠岐支庁長又は農林水産振興センター所長 様

公庫又は融資機関の代表者

農業改良資金貸付資格認定申請書等の送付について

農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第 3 条第 1 項の農業改良資金の貸付けについて、
年 月 日付けで別添のとおり〇〇〇（申請者名）から農業改良資金貸付資格認定申請書
の提出がありましたので、送付いたします。

（添付書類）

- ・提出のあった農業改良資金貸付資格認定申請書
- ・融資審査・貸付資格認定意見書（様式第 5 号）

（注 1） 農業者等が申請者の場合にあつては様式第 1 号を添付すること。

（注 2） 特例対象者が申請者の場合にあつては、様式第 3 号を添付すること。

融資審査・貸付資格認定意見書（農業改良資金）

融資機関名	
-------	--

資金借入申込者氏名	
-----------	--

融資審査の視点	判 断 ・ 意 見	
1 これまでの経営状況は どうなっているのか (経営者の能力)		
経営マインド		
技術レベル		
単収		
品質・単価		
規模		
コスト		
家計費		
その他		
2 経営改善のための計画は 適切であり、実行可能な ものか		
3 計画が実行された場合に 収益はどうなるか、借入 金の返済は可能か		
債権保全措置	千円	
担保提供		
農業信用基金協会保証		
融資額	千円	
経営改善の見込みがあるか (融資機関の判断)	適 ・ 否	

当該計画の内容が農業改良措置の認定基準に適合しているか (農業普及部等の判断)	適 ・ 否	農業改良措置の内容

様式第 6 号

番
年 月 日 号

農業経営課長 様

隠岐支庁長又は農林水産振興センター所長

農業改良資金貸付金残高について（照会）

年 月 日付けで農業改良資金の貸付資格認定申請書の提出があった下記の者について、当該申請者に対し本県が貸し付けた農業改良資金の残高を回答願います。

記

- 1 住 所
- 2 氏 名

（別添）

農業改良資金貸付資格認定申請書の写し

様式第 7 号

番 号
年 月 日

隠岐支庁長又は農林水産振興センター所長 様

農業経営課長

農業改良資金貸付金残高について（回答）

年 月 日付けで照会のあった農業改良資金貸付金の 年 月 日現在の残高
は下記のとおりです。

記

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 貸付年度
- 4 貸付金額
- 5 貸付金残高

番 号
年 月 日

農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書

様

島根県知事

（貸付資格を認定する場合）

年 月 日付けで提出があった農業改良資金の貸付資格の認定について、別添の計画に記載された農業改良措置に関して、農業改良資金の貸付けを受けることは適当であると認め、その旨を通知します。

（貸付資格を認定しない場合）

年 月 日付けで提出があった農業改良資金の貸付資格の認定について、別添の計画に記載された農業改良措置に関して、以下の理由から農業改良資金の貸付けを受けることは適当でないので、その旨を通知します。

貸付資格を認定しない理由

--

（別添）

経営改善資金計画書の写し

（注 1）特例対象者が申請者の場合にあつては、経営改善資金計画書に代えて様式第 3 号に添付された別添（様式 3 号附属）の写しを添付すること。

番 号
年 月 日

公庫又は融資機関の代表者 様

隠岐支庁長又は農林水産振興センター所長

農業改良資金貸付資格認定審査結果の通知について

年 月 日付けで〇〇〇（申請者名）から申請があった農業改良資金の貸付資格の認定について、別添のとおり農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書を送付しますので、貴職から交付願います。

〔 なお、当該申請者に対し本県が貸し付けた農業改良資金の残高は、令和 年 月 日
現在 円であるので、申し添えます。 〕

注：当該申請者に対して既に都道府県が貸し付けた農業改良資金の貸付残高が存在する場合、括弧書き以下の文を追加してその金額を通知すること。

（別添）

農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書

番 号
年 月 日

農業経営課長 様

隠岐支庁長又は農林水産振興センター所長

農業改良資金貸付資格認定審査結果について（報告）

年 月 日付けで〇〇〇（申請者名）から申請があった農業改良資金の貸付資格の認定については、別添のとおり農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書を交付したので、お知らせします。

（別添）

農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書の写し

※「島根県環境に優しい農林漁業創造計画」における環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画認定要領（令和 5 年 3 月 1 日付け農畜第 1254 号。以下「計画認定要領」という。）第 5 の 1 の（1）の規定に基づく実施計画を認定するに当たり、計画認定要領第 4 の 1 の（11）に規定する法第 23 条の特例の活用がある場合は、上記「農業改良資金資格認定審査結果」とあるのは「実施計画に係る認定」と読み替えるものとする。